

国民保養温泉地の現状と課題 今後のあり方について

平成26年2月

環境省

国民保養温泉地とは？

国民保養温泉地の指定

温泉法（昭和23年法律第125号）第29条の規定に基づく、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用の効果が十分期待され、かつ、健全な保養地として活用される温泉地

昭和27年選定標準（抜粋）

厚生大臣（当時）は、その指定した温泉地に対して、温泉の成分、効能及び温泉地の環境、利用状況等に基づいて立案された温泉地計画に従って...温泉資源の活用に寄与せんとするもの。

91箇所が国民保養温泉地として指定

温泉法に関する事務は平成12年より「自治事務」として都道府県もしくは政令市が実施。
温泉地計画も各温泉地の実情に合わせて策定されることが、実りある計画となる。

選定標準改定について①

国民保養温泉地及び温泉地計画の形骸化

国民保養温泉地の指定の際に、温泉地計画を策定しているが、多くの温泉地では、この見直しが行われておらず、国民保養温泉地の取組方針が明らかでない状況にある。

国民保養温泉地の存在を温泉利用者のみならず、地元温泉地の関係者にも良く知られていない

代替わりや施設の譲渡等により自身の温泉地が指定温泉地であることを知らない

温泉地計画の点検・変更等の仕組みづくり等を求める声

「顧問医」が、温泉地によっては、設置されていない状況

選定標準改定について②

改正の背景

保健休養の場として一定の発展を遂げてきた

- 制度の発足から長い歳月が経過
- 社会情勢や温泉利用者のニーズ等が大きく変化

今後、多様化する国民のニーズ等に対応した魅力ある温泉地づくりが必要

国民保養温泉地

- 観光旅行の形態の多様化
- 観光をめぐる情勢の変化が温泉地にも反映されている状況

温泉資源の保護を図りつつ、自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等それぞれの温泉地の特性を踏まえ、方向性を明確にした取組の進展が必要

選定標準改定について②

考え方の整理

温泉法

第29条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

現在の状態ではなく、今後の取り組みを行うものを指しているとの考え方

現状で十分な取組が終了しており、それ以上行すべき取組がないという場合には、指定の対象にならない（指定の取消）とも考えられる？

現状の維持や取組の継続についても、今後の方針及び方策のひとつであると捉えるが、その具体的な取組を示す必要がある。

選定標準改定について③

温泉地が
どのような発展を
遂げてきたのか？

現在どのよう
な状況・状態
であるのか？

今後、どのよ
うな方向へ取
り組んでいこ
うとしている
のか？

今後の取組に向けて

都道府県取組方針

この機会に、
都道府県内
における温泉地
の現状及び今
後の取組み等
を把握

各地の温泉地の位
置づけ

温泉の公共的利
用増進に向けた
取組み等に関す
る調整

選定標準改定について④

温泉の公共的利用の増進を図らせるモデル的存在として、自然環境等を積極的に活用して、

温泉本来の効用を十分に発揮させるような利用がなされる温泉地を育成

国の責務

国の役割

温泉が本来有する機能を十分果たしうるよう

理想的な目標・計画を策定し、将来誤りのない発展を遂げさせる

国民保養温泉地の公共的利用の増進という目的を達成する

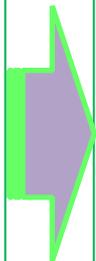
て」

中央環境審議会から答申（平成19年2月6日） <抜粋>

4. 魅力ある温泉地づくり

(1) 取組の方向

・・・・・・・・温泉地づくりのための取組の実施に当たっては、温泉の賦存量、水位、水温等に係るモニタリング体制の確立や温泉を涵養する森林の整備などにより、地域の温泉資源の保護の面からの取組も進めつつ、それぞれの温泉地の立地や利用形態等に応じ、健康づくりの場としての体制整備、温泉地を象徴する自然・文化資源の保全と活用、快適な環境の創出、及び地域の情報の積極的な発信といった観点から、例えば次のような方向で検討されることが望まれる。



○ 健康づくりの場としての体制整備

- ・療養施設、福祉施設等との連携の強化
- ・健康づくりのためのウォーキング・コースの設定
- ・‘食’と‘健康’を組み合わせた温泉地の特色づくり など

○ 温泉地を象徴する自然・文化資源の保全と活用

- ・建造物や街路の伝統的景観を活かした街並みの創出
- ・自然・文化資源を保全しつつ活用する体験活動の推進 など

○ 快適な環境の創出

- ・パーク・アンド・ライドの導入による歩きやすい街路の創出
- ・各種施設におけるバリアフリーの強化
- ・温泉の廃熱利用による環境配慮型の地域づくり
- ・足湯など温泉の新しい楽しみ方ができる場の整備 など

○ 地域の情報の積極的な発信

- ・各種メディアの活用やイベントの実施
- ・ホームページによる情報発信の充実 など

国民保養温泉地のあり方について①

都市化の進展、高齢社会の進行、余暇時間の増大等
温暖化防止対策への取組、再生可能エネルギーの利用促進への機運の高まり
等を背景とし、**「温泉」の果たす役割は今後一層増大**

温泉の公共的利用の増進

温泉利用施設の整備及び環境の改善

- 温泉地のまちなみ（景観）を良くする
- 「温泉」そのものの維持・管理
- 保養地として快適な環境の創出
- 宿泊施設等の充実（サービスや人情等）
- 健康保持・予防医学的な温泉利用の促進
- 温泉地全体の活性化

今後の展開として

- 健康・保健・休養の場として理想的な温泉地の維持・発
- 優れた自然資源、温泉文化等を次の世代へ継承
- 地域の特性を活かした温泉の公共的利用増進の方策・取組
- 保養地としての知名度を向上（国際的な知名度も含め）

- ◆ 温泉エネルギーの活用等、環境の保全及び環境配慮に関する取組
- ◆ 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する取組

国民保養温泉地のあり方について②

国民保養温泉地における「**歓楽化の防止**」についての考え方

「**風俗営業**」の対応が
問題となる

キャバレー、スナック、ナイトクラブ、バー、パチンコ店、ストリップ劇場 など

すべて受容できないということは常識的に考えて妥当ではない

国民保養温泉地の指定になじまない

一般的に健全な温泉地のイメージを否定するような温泉地は**好ましくない**

健全な温泉地であるか否かの判断

当該温泉地の**歴史的、社会的な評価**や関係市町村、温泉地内の関係者（旅館組合、観光協会等）が、健全な温泉地づくりと管理運営に関する社会的な使命の達成に対する前向きな姿勢を堅持する等を踏まえ、ケースバイケースで判断

国民保養温泉地のあり方について③

「温泉の三養」について

「休養」：疲労を回復させる

「保養」：健康を保持し、病気を予防す

る
「療養」：病気を治療する



温泉地療養

温泉の医治効用は、温泉そのものの物理的・化学的性質のほか、温泉地の地理的・気候的要素などの総合作用に対する生体反応によるもの。

今後の「温泉地」の方向性について

医療保健的、湯治的、レクリエーション・観光的、遊興的
等

どのような性格の強い温泉地を目指すのか？

選定標準改定までの経緯について

平成23年7月11日 第11回 中央環境審議会 温泉小委員会開催
【議事】 国民保養温泉地新選定標準(素案) について



平成24年4月27日～5月21日までパブリックコメント実施

- ・ 都道府県担当者へ周知・照会
- ・ 国民保養温泉地協議会事務局を通じて会員である市町村へ周知・照会



平成24年5月末 温泉小委員会委員長等と調整



平成24年6月 都道府県、市町村担当者へ通知案の事前送付及び意見募集



平成24年7月13日(金) 国民保養温泉地協議会総会（肘折温泉）で講演
国民保養温泉地選定標準の改定等について説明



平成24年7月31日 「国民保養温泉地の選定について」の依頼通知発出

国民保養温泉地 制度の経緯

制度の経緯

- 1952年（昭和27年） **「国民保養温泉地」制度の発足**
※温泉の公共的利用増進のため
- 1954年（昭和29年） 青森県「酸ヶ湯」、栃木県「日光湯元」、群馬県「四万」
の3つの温泉泉地を国民保養温泉地**第1号に指定**
- 1959年（昭和34年） **国庫補助制度創設**
(主な補助対象施設)
遊歩道、園地、休憩所、野営場、温泉センター、
温泉プール、運動施設、標識 等
- 1975年（昭和50年） **「顧問医」制度の導入**
- 1981年（昭和56年） **「国民保健温泉地」整備**
※温泉の有する保健的効能を積極的に活用
- 1993年（平成5年） **「ふれあい・やすらぎ温泉地」整備**
※自然環境を積極的に活用した温泉地の育成
- 1996年（平成16年） **国庫補助制度の廃止**
※三位一体改革に伴う廃止

国民保養温泉地について①

- 国民保養温泉地とは、**温泉の公共的利用増進**のため、温泉利用の効果が十分期待され、かつ、**健全な保養地として活用される温泉地**を温泉法に基づき、環境大臣が指定するもの。
- 国民保養温泉地の選定は、旧選定標準により、昭和29年から指定が始まり、**現在、全国で91箇所が指定**。

[参考]

➤ 温泉法

第29条 環境大臣は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設（温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。）の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

第30条 環境大臣又は都道府県知事は、前条の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

➤ 温泉法施行規則

第20条 環境大臣は、法第29条に規定する地域を指定したときは、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。公示した事項に変更があつたとき又は指定を取り消したときも、同様とする。

（温泉利用施設又はその管理方法の改善に関する指示）

第21条 法第30条の指示は、あらかじめ環境大臣の定める施設の整備及び環境の改善に関する温泉地計画に基づいて行うものとする。

国民保養温泉地について②

➤ 国民保養温泉地における施設整備事業については、指定温泉地の中から補助目的に合った温泉地を選定し、市町村に対する補助事業（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）として行われていたが、補助金は三位一体改革に伴い平成16年度をもって廃止。

▶ 「国民保健温泉地」の概要（昭和56年度～平成7年度：21温泉地）

国民保健温泉地は、温泉の有する保健的効能を積極的に活用した温泉地を育成するため、国民保養温泉地の中から、**温泉の保健的利用に適した温泉地として選定する地域**であり、当該温泉地においては温泉の保健的効能を十分活用するために必要な各種公共施設の整備を行った。

▶ 「ふれあい・やすらぎ温泉地」の概要（平成5～16年度：25温泉地）

都市化の進展、余暇時間の増大、高齢化社会の進行等の中で、温泉の果たす役割が増大する中、温泉の有する保健的効能や周辺の自然環境を積極的に活用した温泉地を育成するため、国民保養温泉地の中から、**健康の保持・増進、自然とのふれあい、自然教育の拠点として適した温泉地**を選定し、当該温泉地の保健的効能や自然環境を十分活用するために必要な各種公共施設の整備を行った。

※温泉センター、園地、遊歩道等の施設整備。

国庫施設整備補助金の廃止について

国民保養温泉地における施設整備については、指定温泉地の中から補助目的に合った温泉地（国民保健温泉地、ふれあい・やすらぎ温泉地）を選定し、市町村に対する補助事業（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）として行われていたが、補助金は三位一体改革に伴い平成16年度をもって廃止

（主な対象施設：歩道、園地、休憩所、野営場、温泉センター、温泉プール、標識 等）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」において示された「国と地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築」との三位一体改革の方針に基づき、国立・国定公園等の整備における国と地方の役割分担の明確化を図るとともに、地方の創意工夫を活かした自然と共生する地域づくりを推進する。



「国庫施設整備補助金」は廃止

財務省に対して補助金の復活を求めるが、
三位一体改革において整理済みであることから復活は認められ

が

(新) 選定標準

第1 温泉の泉質及び湧出量に関する条件

- (1) 利用源泉が療養泉であること。
- (2) 利用する温泉の湧出量が豊富であること。なお、湧出量の目安は温泉利用者1人あたり 0.5リットル/分以上であること。

第2 温泉地の環境等に関する条件

- (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の観点から保養地として適していること。
- (2) 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等が確立していること。
- (3) 温泉資源の保護、温泉の衛生管理、温泉の公共的利用の増進並びに高齢者及び障害者等への配慮に関する取組を適切に行うこととしていること。

(旧) 選定標準

①温泉の効能、ゆう出量及び温度に関する条件

- ア泉効が顕著であること。
- イゆう出量が豊富であること。
- ウ利用上適当な温度を有すること。

②温泉地の環境に関する条件

- ア環境衛生的条件が良好であること。
- イ附近一帯の景観が佳良であること。
- ウ温泉気候学的に休養地として適していること。
- エ適切な医療施設及び休養施設を有するか又は将来施設し得ること。
- オ医学的立場から適正な温泉利用、健康管理について指導を行う顧問医が設置されていること。
- カ交通が比較的便利であるか又は便利になる可能性のあること。
- キ災害に対し安全であること。

国民保養温泉地 選定標準及び視点

選定標準

第1 温泉の泉質及び湧出量に関する条件

- (1) 利用源泉が療養泉であること。
- (2) 利用する温泉の湧出量が豊富であること。なお、湧出量の目安は温泉利用者1人あたり0.5リットル/分以上であること。

第2 温泉地の環境等に関する条件

- (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の観点から保養地として適していること。
- (2) 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等が確立していること。

(3) 温泉資源の保護、温泉の衛生管理、温泉の公共的利用の増進並びに高齢者及び障

(視点の参考例)

利用源泉の水質

- ・利用施設における温泉成分

第2 (1)

- ・自然環境とまちなみの調和性
- ・歴史、風土、文化等への配慮の状況
- ・温泉気候学的観点からの保養地又は休養地としての適合性

第2 (2)

- ・医師又は医療施設との連携状況
- ・入浴方法等の指導ができる人材の常駐性

第2 (3)

- ・源泉、貯湯槽、分湯槽、中継槽、送湯路線の雨水等の混入状況
- ・清掃状況
- など

国民保養温泉地計画書について

「国民保養温泉地の指定」に当たっては、

温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第21条に規定する温泉地計画（国民保養温泉地計画）を策定。

「国民保養温泉地計画」は、

今後の温泉地の取組方策を明確にするとともに、各温泉地が選定標準における温泉地の環境等に関する条件に合致しているか否かを判断するために作成。

- 国民保養温泉地の指定及び国民保養温泉地計画の策定に当たっては、学識経験者等の意見を聴取。
- 国民温泉地計画は、原則として、5年間の計画とし、

5年ごとに見直しを行う。

国民保養温泉地計画書の記載内容について①

➤ **温泉地の概要：** 地理・地形や地域的な特徴（自然環境、まちなみ、歴史、

風土、文化等）に関すること。

➤ **計画の基本方針：** 温泉地における今後の取組方策を取りまとめ、

今後どのような方向の温泉地を目指すのかを明確に自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(2) 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(3) 温泉資源の保護に関する取組方針

(4) 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(5) 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(6) 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(7) 災害防止対策に係る計画及び措置

国民保養温泉地計画書の記載内容について②

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(例：建築物の意匠、色彩等に関する方針、広告物の設置に当たっての寸法、色彩等の配慮方針、煩雑な要素の除去等。)

(2) 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(3) 温泉資源の保護に関する取組方針

(例：泉温、湧出量、水位の定期的観測・記録、温泉資源（地下水）の涵養方策等。)

(4) 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(例：源泉、貯湯槽、分湯槽、中継槽及び送（引）湯路線については、雨水や汚染された浅層地下水等が混入しないような配慮。浴槽については、厚生労働省の通知の遵守（公衆浴場における衛生等管理要領公衆浴場における水質基準等に関する指針、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル等）。貯湯槽、パイプライン、浴槽及びその周辺については、定期的な清掃の実施等。)

(5) 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(例：健康づくりの場としての体制整備、温泉地を象徴する自然・文化資源の保全と活用、快適な環境の創出等。また、既存温泉エネルギー利活用等（温泉発電、ヒートポンプ、温泉附随ガスコ・ジェネ等）、環境保全及び環境配慮に関する取組 等。)

(6) 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(例：ユニバーサルデザインの採用、外国人観光客に配慮した取組（案内様式、ボランティア通訳、標識等。)

(7) 災害防止対策に係る計画及び措置

国民保養温泉地計画書案の記載例について①

自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

(1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

・・・・・・・・・・ 温泉地の自然環境を具体

的に記載

例えば、

- ○○国立公園内にある。

(2) 取組の現状

・・・・・・・・・・ 維持・保全等のため講じている取組を記載

例えば、

- 国立公園の第1種特別地域に指定され、自然環境が保たれている。
- 条例等により、建物の意匠、色彩等の基準が設けられている。
- 地域住民や温泉事業者からなる組織で、美化清掃活動を実施している。

(3) 今後の取組方策

・・・・・・・・・・ 今後どのような取組を行うかその方策を記載

例えば、

- 維持・保全等を図るため、関係機関等と調整・連携し、取組を継続するとともに、自主的な○○な取組を進める予定である。

※美化清掃活動、緑化活動、街灯のデザインの統一化、屋外広告の自主規制、ベンチ・ト

イル等

国民保養温泉地計画書案の記載例について②

医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医療又は人材の配置の状況

例えば、

- 医師を配置しており、活動内容は、〇〇病院において、温泉を利用した治療を行うとともに、随時、温泉利用に関する相談に対応。
- 温泉利用指導者を配置しており、〇〇施設において、健康増進及び疾病予防のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導。指導に当たっては、必要に応じ、〇〇病院の〇〇医師に相談し、その助言を指導に反映している。

(2) 配置計画又は育成方針等

例えば、

- 〇〇温泉では、現在の医師及び人材の配置を継続する。
- 〇〇温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師を配置することとしており、その計画は、〇〇のとおりである。
- 〇〇温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置することとしており、その計画及び育成方針は、〇〇のとおりである。

「医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師」の例について

「一般社団法人
日本温泉気候物理医学
会」



http://www.onki.jp/doctor/doctor_intro/

「温泉療法医」

「温泉療法専門医」

「入浴方法等の指導ができる人材」の資格の例について

医学的立場から適正な
温泉利用や健康管理に
ついて指導が可能な
医師との連携

「温泉利用指導者」

「温泉入浴指導員」

「温泉療養指導士」

一般財団法人日
本健康開発財団

長野県温泉協会

国民保養温泉地計画書案の記載例について③

温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

例えば、

- ○○温泉は、○○に発見されたと云われており、○○から主として○○の湯治場として利用され、○○の頃には、○○地方を代表とする湯治場として知られるようになった。

①過去3年間の温泉の利用者数

(2) 取組の現状

- 温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況を記載

(3) 今後の取組方策

温泉地の特性を活かして、今後、どのような温泉地を目指し、どのような取組を行うかその方針及び方策を記載。

例えば、

- 環境の保全、環境配慮に努めながら、従来からの湯治場としての機能に、新たに健康の回復、増進といった健康づくりの場としての機能を加え、それらを統合した温泉地を目指す。

(温泉利用型健康増進施設を整備、温泉地内を循環する路線バスを低公害車に転換 など)

- 温泉の適正な利用を進めるとともに、環境の保全、環境配慮に努めながら、温泉地を象徴する○○といった自然資源や○○といった文化資源を保全・活用する温泉地を目指す。

「国民保養温泉地」指定フロー図について

て

指定候補地の選定



国民保養温泉地計画書（案）の作成
（市町村、都道府県）



環境大臣へ提出（都道府県経由）



現地調査及び内容確認、
関係者との調整（環境省）



学識経験者等の意見聴取
（温泉地計画案に対する意見聴取）



国民保養温泉地計画を策定（環境省）

（温泉地計画（案）が選定標準に合致）

国民保養温泉地の指定又は計画変更

魅力ある温泉地づくり

地域の特性を活かし、創意工夫に満ちた取り組みを支援

必要に応じ、地方公共団体
と十分な調整

温泉地計画案が選定標準
に合致しない場合

指定しない

今後の温泉地計画の決定について

新規の指定を希望する温泉地の場合

国民保養温泉地計画書(案)を環境大臣へ提出(都道府県)

計画案が選定標準に合致するか否か(環境省)

学識経験者等の意見を聴取後、判断(環境省)

合致する場合に環境大臣が計画を策定し、温泉地を指定(環境省告示)

既指定温泉地の場合

通知後概ね5年間(91箇所)

計画見直しを目標(年度ごとに平準化)

※25~29年度の年度ごとの計画見直しスケジュール案を作成(都道府県)

※必要に応じて都道府県と調整し、全体スケジュールを作成(環境省)

国民保養温泉地計画書(案)を環境大臣へ提出(都道府県)

計画案が選定標準に合致するか否か(環境省)

学識経験者等の意見を聴取後、判断(環境省)

合致する場合に環境大臣が計画を策定し、温泉地計画の変更(公示した内容に変更がある場合は環境省告示)

既指定を取り消す場合

- 都道府県及び市町村等と十分な調整を行っても計画案が選定標準に合致すると判断できないとき
- 温泉地計画を見直す予定のないとき

(必要に応じて、学識経験者等の意見を聴取)

環境大臣は指定を取り消し(環境省告示)

国民保養温泉地の指定時の官報告示(例) ①

○環境庁告示第二十四号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十四条の規定に基づき、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、次の表の上欄に掲げる地域を指定し、当該地域を同表の下欄に掲げる名称をもって呼称する。

これらの地域を表示した図面は、環境庁、関係県庁並びに関係町役場に備え付けて供覧する。

昭和五十五年三月二十七日

環境庁長官 土屋 義彦

地 域	名 称
岐阜県大野郡白川村の一部	国民保養温泉地 白川郷平瀬温泉
熊本県水俣市の一部	国民保養温泉地 湯の鶴温泉

国民保養温泉地の変更時の官報告示(例) ②

○環境庁告示第十号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第十四条の規定に基づき、昭和三十一年六月厚生省告示第百五十二号をもって指定した国民保養温泉地内村温泉郷の名称を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

昭和五十四年三月二十七日

環境庁長官 上村 千一郎

表の下欄中 「国民保養温泉地 内村温泉郷」を「国民保養温泉地 丸子温泉郷」に改める。

なお、市町村の廃置分合又は市町村の境界変更の官報告示については、

p 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、総務省告示により「市町村合併等に係る告示」がなされているため、温泉法に基づく、表の上欄の変更は行わないこととした。

今後のスケジュールについて

既指定温泉地の場合

計画見直しを目標（年度ごとに平準化）
※25～29年度の年度ごとの計画見直しスケジュール案を作成・提出（都道府県）
全体スケジュールを作成（環境省）



温泉地計画案の作成（市町村等）



（都道府県知事経由）

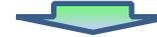
※必要に応じて、都道府県審議会等への意見聴取（都道府県）



国民保養温泉地計画書(案)を環境大臣へ提出（都道府県）



（計画案が選定標準に合致するか否か）
※内容確認、現地視察、関係者との調整（環境省）



学識経験者等の意見を聴取後、判断（環境省）



合致する場合に環境大臣が計画を策定し、温泉地計画の変更

都道府県を通じて、温泉地計画案の作成時期調整（希望聴取）※温泉地名、提出予定年月、作成主体等
→都道府県が平成24年12月末までに環境省へ提出

<関係者との十分な調整>

温泉地内の住民、自治会、温泉利用事業者、温泉採取者、源泉所有者、医療関係者、（鉄道、バス等）旅客運送業者、観光協会等の団体、行政機関など計画における取組に関する個人・団体を想定

<都道府県の役割>

- ①温泉の公共的利用増進に向けた取組等に関する調整
- ②各温泉地の位置づけ、将来構想等の温泉地計画への反映
- ③計画案における都道府県の施策との整合性の確保

年に1・2回程度開催予定
（まとめて一括処理）

改訂国民保養温泉地計画について

平成26年5月に改訂計画を策定

豊富温泉（北海道）



国内では珍しい油が混じったお湯が特徴の豊富温泉。近年、乾癬やアトピー性皮膚炎などの湯治湯として注目され、その効能の高さに全国から湯治客が訪れています。安価な湯治専用の宿泊施設も完備している他、町営ふれあいセンターには温泉入浴指導員や湯治中の生活の様々な相談が気軽に出来るコンシェルジュデスクやレンタカーも配置し、快適な滞在のサポートをしています。

改訂国民保養温泉地計画について

平成26年5月に改訂計画を策定

肘折温泉 (山形県)



その昔、肘を折った老僧がこの地の温泉に浸かったところたちまち治ったという縁起を持つ、開湯1200年の名湯。湯量豊富にして靈験あらたか、さらに風光明媚、昔ながらの湯治場として、観光客を癒す温泉郷として広く人々に愛され続けています。



改訂国民保養温泉地計画について

平成26年5月に改訂計画を策定

四万温泉 (群馬県)



草津、伊香保とともに上毛三名湯に数えられ、四万川の上流に三方を山に囲まれて広がる四万温泉。昔から「四万（よんまん）の病に効く伝説の湯」と言われ、鎌倉時代からその名を知られていました。四万温泉は上信越高原国立公園の海拔700mに位置し、周りを山々に囲まれた



ソフト面の支援について

お金を掛けずに実施できることがないか、目標を「**数値**」を出し合って考えていきたい。**「知名度の向上」** 及び **「温泉地のブランド化」** を図る支援策

環境省のHPを活用した
国民保養温泉地のPR

「環境の保全、環境配慮の取組や実績報告」や「自然資源や文化資源の保全・活用」などを掲載

国民保養温泉地における
写真コンクール

自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等地域の特性を活かしたものを題材

アイデア



国民保養温泉地の
「愛称」公募

堅いイメージがあるため、サブ
タイトルのようなものを検討

国民保養温泉地の
ロゴマーク公募

表彰やイベントの開催

※国民保養温泉地協議会等が自ら情報発信し、環境省がサポートする方式

今後の「国民保健温泉地」、「ふれあい・やすらぎ温泉地」の取扱いについて

国民保養温泉地
(大臣が指定する温泉地)

「官報告示」

温泉の保健的利用に適した温泉地

(補助金メニュー)
国民保健温泉地

健康の保持・増進、自然とのふれあい、
自然教育の拠点として適した温泉地

ふれあい・やすらぎ温泉地
(補助金メニュー)

環境大臣が指定する温泉地である「国民保養温泉地」のうち施設整備のための補助金メニューの事業名としての名称

指定を取消した場合： 名称使用については、温泉法上には規定はないが、利用者に対して誤解が生じないように留意し、工夫する必要がある。

過去に整備された補助施設等の取扱について①

財産処分等

- 耐用年数が経過した施設等については、財産処分（取壊し、廃棄等処分）が可能
- 耐用年数未満の施設等については、原則、**所要の手續(大臣の承認)**を経なければ、財産処分できない。

整理事項

- 補助施設等が現在どのような状態・状況になっているのかを把握
- そもそも国民保養温泉地として指定を受ける際に策定した計画の中で、当該施設等がどのように位置づけられており、廃止等するとなった場合は、
代替手段として温泉地計画の中でどのような位置づけを行っていく方針と
しているのか？

補助事業施設等の財産処分について

◆ 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準

申請手続の特例（包括承認事項） = 補助金の返納（返還）を伴わない

地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分（有償譲渡及び有償貸与を除く。）

- 経過年数が10年以上である施設又は設備について行う財産処分
- 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上 危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄

◆ 環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準の運用について

「概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したと見なすとともに、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的として定められ、地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う、経過年数10年以上の施設について行う財産処分は、申請手続の特例（包括承認事項）として、環境大臣への報告事項となっている。」

- ※ 「充足」の考え方：当該財産処分が行われた地域で、同種の社会資源が充足している状態であると捉えられることであり、承認基準における充足とは、当該財産処分により利用上の支障が生じない状態をいう。

過去に整備された補助施設等の取扱について②

参考条文等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

（財産の処分の制限）

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）

表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

（例）

種類：建物

構造又は用途：鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの

細目：公衆浴場用のもの

耐用年数：31年

照会事項等について

照会事項

- **計画の見直しをしない場合に、市町村長等の意見書が必要なのか？**
 - 必ずしも必要ではないが、自治体や地域等の統一見解であることが必要と考えます。
 - 協議会等により意見の集約がなされた結果であることを示していただきたい。

- **複数の国民保養温泉地を統合し、まとめてひとつの温泉地とすることは可能か？**
 - 市町村合併により統合され、同一市町村に複数の国民保養温泉地が存在している場合には、計画案の作成手続の軽減化、協議会会費の軽減化のため、統一することも有効な手段ではあるが、各温泉地の位置づけや今後の方向性を鑑み決定していただきたい。